

## 地域創生・人口減少対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 地方の人口減少が進行する中、東日本大震災・原発事故等に伴い、より問題が深刻化し、地域の姿そのものが変化しつつあることを踏まえ、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する取組について全庁一体となって加速させていくため、地域創生・人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、対策本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域創生・人口減少対策の全庁的な推進に関すること。

(2) 地域創生・人口減少対策の総合調整に関すること。

(3) 国、市町村等との連絡調整に関すること。

(4) その他地域創生・人口減少対策に係る重要事項に関すること。

### (会議)

第4条 対策本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 対策本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって構成し、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、対策本部に付議する事項について事前調整を行う。

4 幹事長は、必要に応じて関係次長、課長の幹事会への出席を求めることができる。

5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

6 幹事会の下に、ワーキンググループを置くことができる。

7 ワーキンググループの設置、運営等については、幹事長が別に定める。

### (事務局)

第6条 対策本部の事務局を企画調整部復興・総合計画課に置く。

2 事務局は、対策本部及び幹事会の運営に必要な庶務を行う。

(本部長への委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	教育長 警察本部長 総務部長 危機管理部長 企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 企業局長 病院局長 県北地方振興局長

別表 2

区 分	職 名
幹 事 長	企画調整部政策監
副幹事長	復興・総合計画課長
幹 事	総務課長 危機管理課長 企画調整課長 地域振興課長 ふくしまぐらし推進課長 生活環境総務課長 保健福祉総務課長 商工総務課長 農林企画課長 土木企画課長 出納総務課長 避難地域復興課長 文化振興課長 こども・青少年政策課長 観光交流課長 企業局企業総務課長 病院局病院経営課長 教育庁教育総務課長 警察本部警務部警務課長 県北地方振興局企画商工部長